

消費者基本計画 工程表 改定素案

平成 27 年 3 月 24 日
消費者政策会議決定
(平成 28 年 7 月 19 日改定)
(平成 29 年 6 月 21 日改定)
(平成 30 年 月 日改定)

I 工程表の策定について

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策を推進する上で考慮すべき視点、5年間で取り組むべき施策の内容、計画の効果的な実施について定めている。

このうち、計画の効果的な実施に関しては、消費者基本計画を着実に推進するため、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、消費者基本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表を、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定し、各府省庁等は、工程表に示された施策を着実かつ積極的に進めるものとされている。

II 本工程表の構成

本工程表は、消費者基本計画において示された、目指すべき姿の実現に向けて、誰（どの府省庁等）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにする（なお、今回の改定から、計画期間の後半に入ること踏まえ、計画期間後に取組を継続することが見込まれる事項についての方向性についても、参考として記載している。）とともに、各府省庁等の間で連携が必要な施策については、それらの関係を明確にするため、図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

また、施策の達成度合いを把握するため、消費者基本計画に示されたKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を施策ごとに更に具体化している。さらに、可能な限り、施策の実施による目標を記載している。

本工程表の各施策の項目番号は、消費者基本計画の第4章（5年間で取り組むべき施策の内容）に記載された項目番号に対応している。

なお、別添として、「消費者基本計画第2章（消費者を取り巻く環境の変化と課題）の各項目と施策の対応関係」を付している。

III 本工程表のフォローアップ

本工程表に記載する施策の実施状況については、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、本工程表に記載する施策の実施状況について、KPIも含めて随時確認し、検証・評価・監視を行う。

また、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は本工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

目次

1	消費者の安全の確保.....	1
(1)	事故の未然防止のための取組.....	1
	身近な化学製品等に関する理解促進.....	8
	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」 作成.....	8
	軽井沢スキーバス事故を受けた対応.....	8
	住宅・宅地における事故の防止.....	9
	基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組.....	10
	まつ毛エクステンションによる危害の防止.....	10
	子どもの不慮の事故を防止するための取組.....	11
	危険ドラッグ対策の推進.....	12
	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討.....	14
(2)	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止.....	16
	事故情報の収集、公表及び注意喚起等.....	20
	緊急時における消費者の安全確保.....	21
	リコール情報の周知強化.....	21
	製品安全に関する情報の周知.....	21
	道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施....	22
	高齢者向け住まいにおける安全の確保.....	22
(3)	的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止.....	24
	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施.....	26
	昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止.....	26
	国民生活センターにおける商品テストの実施.....	27
	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	27
	製品等の利用により生じた事故等の捜査等.....	28
	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整.....	28
(4)	食品の安全性の確保.....	29
	食品安全に関する関係府省の連携の推進.....	38
	リスク評価機関としての機能強化.....	38
	食品安全に関するリスク管理.....	39
	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進.....	39
	輸入食品の安全性の確保.....	40
	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進.....	41
	農業生産工程管理（GAP）の普及推進.....	42
	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進.....	42
	食品のトレーサビリティの推進.....	43

食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	44
食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進....	44
流通食品への毒物混入事件への対処	44
廃棄食品の不正流通事案	45
2 表示の充実と信頼の確保.....	46
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	46
景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充.....	48
景品表示法の普及啓発	48
公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援.....	49
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善.....	50
家庭用品の品質表示の見直し.....	54
住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実.....	54
省エネ性能表示の普及促進	55
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用.....	55
医療機関のホームページによる情報提供	56
電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	56
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用.....	58
新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	62
健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化.....	63
関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	64
米穀等の産地情報の伝達の適正化.....	65
3 適正な取引の実現	66
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	66
特定商取引法の執行強化.....	70
特定商取引法の見直し	70
特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正.....	70
消費者契約法の見直し	71
消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等.....	71
高齢者、障害者等の権利擁護の推進	72
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化.....	74
電気通信サービスに係る消費者保護の推進	90
有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	92
詐欺的な事案に対する対応	92

投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	93
金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	93
不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	93
サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	94
仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	94
安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	96
商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	97
旅行業における企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直し	97
住宅宿泊事業法の適正な運用	97
民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	98
住宅リフォーム等における消費者保護	99
高齢者向け住まいにおける消費者保護	100
身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	100
美容医療サービス等の消費者被害防止	102
警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	103
探偵業法の運用の適正化	103
電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	103
リスクの高い取引に関する注意喚起	105
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	106
特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	108
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	108
迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	108
インターネット上の消費者トラブルへの対応	109
電子商取引環境整備に資するルール整備	109
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	110
特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	113
被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	114
生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	114
偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	115
ヤミ金融事犯の取締りの推進	115
フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	116
ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	116
インターネットオークション詐欺の取締り	116

模倣品被害の防止.....	117
(5) 規格・計量の適正化	118
J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施.....	119
新たな J A S 規格等の検討	119
4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成.....	121
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	121
消費者政策の実施の状況の報告	123
消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告.....	123
消費者政策の企画立案のための調査の実施	123
審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任.....	124
(2) 消費者教育の推進	125
消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	137
地域における消費者教育推進のための体制の整備.....	137
「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等.....	138
消費者教育に使用される教材等の整備	138
教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情 報の整備と体制作り）	139
学校における消費者教育の推進	139
地域における消費者教育の推進	141
家庭における消費者教育の推進	142
事業者・事業者団体による消費者教育の推進.....	143
倫理的消費の普及啓発	143
金融経済教育の推進.....	144
法教育の推進.....	144
各種リサイクル法の普及啓発.....	145
食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進.....	145
食育の推進	148
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	149
消費者団体等との連携及び支援等.....	152
消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体 と事業者団体との連携促進等.....	152
公益通報者保護制度の推進	153
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	155
競争政策の強力な実施のための各種対応.....	157
公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保.....	158
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	161
低炭素社会作りに向けた国民運動の推進.....	166

循環型社会形成に向けた情報提供事業	166
循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	167
経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進.....	168
有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	169
5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	171
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	171
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用	178
製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	179
消費者に関する法的トラブルの解決	179
消費者紛争に係る A D R の実施	179
金融 A D R 制度の円滑な運営.....	180
商品先物 A D R 制度の円滑な運営.....	180
住宅トラブルに関する紛争処理	180
振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等.....	181
多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）の実施	181
自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化.....	182
ギャンブル等依存症対策の強化	182
生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	183
(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	184
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備..	187
個人情報保護法制の周知（個人情報保護法改正前）	187
パーソナルデータの利活用に関する制度改正（個人情報保護法改正後の個人情報保護法制の周知を含む。）	188
マイナンバー制度の周知と適正な運用等	189
(3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	190
越境消費者トラブルへの対応の強化	193
在留外国人の相談に対する体制の強化	193
二国間・地域間・多国間における消費者問題に関する政策対話等の実施	194
東南アジア諸国の消費者法制の整備・運用の支援.....	194
経済協力開発機構（O E C D）消費者政策委員会等の国際会議への積極的な参画	194
消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（I C P E N）等を通じた消費者保護関係機関との国際的な連携	195
6 国や地方の消費者行政の体制整備	196
(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化.....	196

消費者行政体制の更なる整備等（所管法律の点検・評価及び他の法律への 関与の在り方等の検討・措置）	200
消費者庁における国際担当の体制強化	200
消費者委員会の事務局体制の充実・強化等	201
障害者の消費者被害の防止策の強化	201
国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	202
消費者政策の推進等に向けた関係省庁等の連携強化	202
消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	203
消費者からの情報・相談の受付体制の充実	203
(2) 地方における体制整備	204
地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	209
地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活 協力員、消費生活協力団体）	211
地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	211
都道府県における法執行強化	212
「消費者ホットライン」の運用	212
消費生活以外の相談窓口に寄せられた消費生活に関する相談の誘導	212
消費生活相談情報の活用	213
国民生活センター相模原事務所研修施設及び「消費者行政新未来創造オ フィス」での研修の実施	213
(別表 1 - 1) 特定商取引法の適用除外とされた法律の行政処分等 の執行実績（平成26年度から平成29年度まで）	215
(別表 1 - 2) 消費者庁が所管する法律 の行政処分等の執行実績 （平成26年度から平成29年度まで）	220
商品・サービス別の消費生活相談件数	222
(別表 2) 調査結果概要	223
(別表 3) 主な相談等窓口	224
(別 添) 消費者基本計画第 2 章（消費者を取り巻く環境の変化 と課題）各項目と施策の対応関係	228

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
①身近な化学製品等に関する理解促進	身近な化学物質に関するガイドブック等の作成・配布や、疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の派遣【環境省、関係省庁等】 (KPIの現状) ※平成29年度 (平成29年12月1日時点) 化学物質アドバイザーの派遣回数: 723回 (平成2827年度: 2324回)								
②家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保アクション」の作成	必要に応じて、製品群ごとに手引きを作成又は改訂【厚生労働省】 (KPIの現状) ※平成28年度 (イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数: 0件 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数: 2,1081,621件 (平成27年度: 1,621件)								
(1) 事故の未然防止のための取組	(イ) 手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (ロ) 家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数								

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
③軽井沢ス キーバス 事故を受 けた対応		「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく検討【国土交通省】							再発防止策の取組状況 下限割れ運賃等についての設置
		ランドオペレーターに係る規制の整備【国土交通省】 運転者の技量チェックの強化、運行管理の強化等の貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化等【国土交通省】 貸切バスツアーに関する消費者意識調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進【消費者庁、国土交通省】 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化【国土交通省】 利用者に対する安全性の「見える化」【国土交通省】							
(1) 事故の未然防止のための取組	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 再発防止策の取組状況 「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、85項目中、以下の内容を含む8985項目全てについて実施着手済み。(平成2829年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載(通達改正)。 比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率等、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を更新するとともに、項目等を充実し公表。 ランドオペレーター(旅行サービス手配業)に係る規制の創設。(平成29年度) <p>(ロ) 下限割れ運賃等についての通報窓口を平成28年8月に設置。</p>								

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
④住宅・宅 地におけ る事故の 防止	住宅における事故の防止のための助言等の支援【国土交通省】								
	宅地造成に伴う災害の防止のためのマニュアル等の改訂【国土交通省】								
⑤基礎ぐい 工事の適 正な施工 を確保す るための 取組	<p>(KPIの現状) ※※平成2829年度 (平成29年12月1日時点)</p> <p>(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況：399394の特定行政庁において実施</p> <p>(ロ) マニュアル等の改訂数：2件</p>								
	<p>建設会社が基礎ぐい工事の際に遵守すべき施工ルールの作成【国土交通省】</p>			<p>関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受け対応のフォローアップ【国土交通省】</p>			<p>建築士や特定行政庁への周知【国土交通省】</p>		
<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 国土交通省が告示した一般的施工ルールやこれを受けて策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社 (平成28年7月末)</p> <p>(ロ) 地盤・基礎に関する講習内容が国土交通省による追加・充実の依頼を反映している一級建築士定期講習の実施状況 (平成28年度)：受講者数 42,696名</p>									

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
⑥ まつ毛エクステーションによる危害の防止	実態把握を行い、地方公共団体に対応を要請【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】								まつ毛エクステーションに係る被害件数
	<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報データベースへのまつ毛エクステーションに関する事故情報登録件数 (平成28年度発生) : 111件 (平成27年度 : 92件) (消費者庁) ・ 各地方公共団体 (衛生主管部局) で把握した健康被害等の件数 (平成28年度) : 159175件 (平成27年度) : 175246件 (厚生労働省) 								
⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	<p>[子どもを事故から守る!プロジェクト]の展開、子ども供の不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>子ども供の事故の動向の分析及び子供の事故に関する保護者等の意識・行動消費者意識調査の実施【消費者庁】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>子どもの事故の動向の分析【消費者庁】</p> </div> <p>「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催【消費者庁、関係府省庁】</p>								
	<p>(KPIの現状) ※平成29年度 (平成29年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども安全メール登録件数 (平成29年3月30日12月末配信分) : 31,49722, 841件 (平成2728年度 : 28,05831, 497件) ・ 子ども安全メール配信回数 (平成2829年4月から平成29年3月12月末まで) : 6448回 (平成2728年度 : 5351回) ・ 子どもを事故から守る!Twitterフォロー数 (平成30年1月17日時点) : 約2,300人 ・ 子どもを事故から守る!Twitter発信件数 (平成30年1月17日時点) : 97件 (ロ) 分析・調査の実施状況 <p>平成28年度に、人口動態調査の調査票 (平成22年から26年までの5年分。非公表の死亡票を含む詳細データ) を基に事故の動向分析を実施。</p> 								

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
⑧危険ドラッグ対策の推進	<p>＜第四次薬物乱用防止五か年戦略等の推進＞ 【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定 ・医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底【厚生労働省】 <p>危険ドラッグの取締り体制監視指導等の強化【厚生労働省、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、海上保安庁】</p> <p>特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）【消費者庁、警察庁、厚生労働省】</p> <p>危険ドラッグの正しい知識の普及啓発【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】</p> <p>学校における薬物乱用防止教育の充実【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>	<p>＜第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進＞</p>	<p>UNODCが実施するSMARTプロジェクトプログラムの継続的な拠出 危険ドラッグに係る各種国際会議への積極的な参加【外務省】</p>	<p>危険ドラッグ問題の動向を踏まえつつ、UNODCとの連携を追求【外務省】</p>	<p>UNODCが実施するSMARTプロジェクトプログラムの継続的な拠出 危険ドラッグに係る各種国際会議への積極的な参加【外務省】</p>	<p>UNODC（国連薬物・犯罪事務所）が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況</p>			
							<p>※ 第五次薬物乱用防止五か年戦略の策定時において、施策の内容等が整理される見込み。</p>		

(1) 事故の未然防止のための取組

<p>(1) 事故の未然防止のための取組</p>	<p>(KPIの現状) ※平成29年度 (平成29年12月1日時点) (イ) 新たに指定した指定薬物：269 物質 (平成2829年度 (平成29年12月1日時点)) (ロ) ・地方厚生局麻薬取締部において、平成28年、医薬品医療機器法違反で94事件88名を検挙した (平成27年：142事件166名)。水際の検査命令対応として、平成2829年1011月末時点で指定薬物相当の輸入品6692物品の輸入通関を差し止め、そのうち2423物品に検査命令を実施 (平成28年度：指定薬物相当の輸入品66物品の輸入通関を差し止め、そのうち21物品に検査命令を実施)。(厚生労働省) ・平成2829年上半期中、危険ドラッグ関連事件を864357事件 (前年同期比：24-619.4%減)、929370人 (前年同期比：23-122.6%減) 検挙した (平成2728年上半期：1,100443事件、1,196478人)。(警察庁) (※平成29年全体の数値は30年3月中旬確定予定) (ハ) ・削除要請したサイト数：303、そのうち閉鎖されたサイト数：247 (平成26年12月から平成28年12月まで) (厚生労働省) ・平成2829年度において、調査を実施したサイト数：107 (平成2728年度：23910)、表示の是正要請した通信販売サイト数：101 (平成2728年度：410)、行政処分した通信販売サイト運営事業者数：0 (平成27年度：0) (消費庁) (ニ) ・各種広報啓発活動の推進により、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。(警察庁) ・ウェブサイトや薬物乱用防止教室を通じた普及啓発を実施中。(財務省) ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動にあわせ、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の推進を図った。また、関係機関や薬物乱用防止教室において講演を実施し、危険ドラッグ等の危険性・有害性について意識の醸成を図った。(厚生労働省) ・自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を図る。(国土交通省) ・平成2829年においては、非行防止教室を1,8751,713件 (平成2728年：1,9821,875件) 開催し、その一環として薬物乱用問題を取り扱った。(法務省) ・講演会の開催等を通じ、産業界等に対して、我が国における麻薬等原材料輸出規制制度等の周知その他関連情報について提供を行うとともに、事業者における自主管理の徹底等を要請した。(経済産業省) ・海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛けた。(海上保安庁) (ホ) 薬物乱用防止教室の開催率 (平成28年度実績) (文部科学省) ・小学校：77.3% (平成27年度：76.2%) ・中学校：91.0% (平成27年度：88.9%) ・高等学校：86.3% (平成27年度：84.6%) ・中等教育学校：76.9% (平成27年度：78.0%) (ヘ) 平成29年度においても、UNODCが実施するグローバルSMARTプログラムに対し、15万ドルを拠出した (平成28年度：15万ドル拠出)。(外務省)</p>
--------------------------	---

⑧危険ドラッグ対策の推進

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

実施名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】			KPI
						32年度	33年度	34年度	
⑨ 臍帯血を用いた適切な医療の提供に関する検証・検討			臍帯血プライベートバンクへの業務内容等の届出依頼、関係機関に対する公的バンクの周知依頼等【厚生労働省】						(イ) 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討 (ロ) 臍帯血プライベートバンクからの事業実績のHP公開と確認等
			「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、臍帯血の品質管理・安全性の確保、契約者への情報提供などについての実効性を継続的に検証・検討【厚生労働省】						
	(KPIの現状) ※平成29年度（平成29年12月1日時点） (イ) 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討：平成29年11月に開催 (ロ) 臍帯血プライベートバンクからの事業実績のHP公開と確認等；6社について事業の実施状況・実績等を確認								

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

① 身近な化学製品等に関する理解促進

身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。【環境省、関係省庁等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成28年度は、平成26年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（平成28年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、平成28年度に23回派遣した（平成27年度：24回）。

平成29年度は、平成27年度のP R T Rデータの集計結果を基に、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（平成29年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、平成29年度（12月1日現在まで）に7回派遣した。【環境省】

② 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成

家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講ずるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を行う。【厚生労働省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成26年度毎年度のモニター病院等からの健康被害情報を公表しており、今後、その結果を踏まえて、必要に応じて手引きの新たな作成及び改訂を行うこととしている。【厚生労働省】

③ 軽井沢スキーバス事故を受けた対応

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化、旅行業者、利用者等との関係強化等を実施する。【国土交通省】

特に、貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進する。【国土交通省、消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

貸切バス事業者等の情報を迅速に提供するため、ウェブサイトの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設した。

また、乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を全ての貸切バス事業者に要請した（警察庁と連名の通知を発出。）。

さらに、警察庁と連名のシートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向け用の外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知した。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において平成28年~~3月の中間整理を経て、同年~~6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめた。「総合的な対策」に基づき、同年8月、貸切バス運賃・料金における下限割れ等についての通報窓口が設置され、同年10月、旅行業者の企画募集のパンフレット等に貸切バスの事業者名の掲載を義務付けるよう通達改正を行った。また、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」（平成28年法律第100号）は、第192回国会で成立し、同年12月に公布された。さらに、同年12月には、貸切バス事業者の安全情報を国土交通省のウェブサイトに公表し、平成29年12月に貸切バス事業者の安全情報の更新及び項目等の充実を図った。民間指定機関は、平成29年5月、6月に10機関が指定され、同年8月から巡回指導を順次開始した。【国土交通省】

また、旅行に関する企画・手配を行ういわゆるランドオペレーターの不健全な業務実態に起因して旅行の安全や取引の公正が脅かされる事案も発生しており、貸切バス事業の安全確保を実効性あるものにする等、旅行者（消費者）の一層の保護を図るため、これまで規制の対象外であったランドオペレーターに係る制度を創設することとした。平成28年10月、学識経験者等からなる「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」を立ち上げ、ランドオペレーターに対する規制の在り方について検討を行い、同年12月に中間取りまとめを行った。同検討会の中間取りまとめも踏まえ、ランドオペレーターの業務の適正化を図ること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）は、第193回国会で成立し、平成29年6月に公布された。【国土交通省】

平成28年3月に貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を実施し、その結果について平成28年4月に情報発信を行った（その結果とその後の状況等を踏まえ、今後必要に応じ、消費者向けの啓発を行うこととしている。）。【消費者庁】

④ 住宅・宅地における事故の防止

宅地造成に伴う災害を防止するため、最新の知見等を踏まえてマニュアル等の改訂を行う。

住宅における不慮の事故を防ぐため、違反对策など建築基準法の適切な運用を行う特定行政庁に対して助言等の支援を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災実態を分析して得られた知見や復旧事例を踏まえ、宅地耐震化の更なる推進を図るため「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」、

「宅地耐震工法選定ガイドライン」を見直し、これらを合わせて平成27年5月に「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」として取りまとめるとともに、平成28年2月に「市街地液状化対策推進ガイダンス」の改定を行った。

また、平成27年6月には、各特定行政庁に対して、改訂した「建築行政マネジメント計画策定指針」に係る通知を發出し、建築物の違反对策などに資する「建築行政マネジメント計画」の見直しの積極的取組と適切な業務の推進のための支援を行った。【国土交通省】

〔参考〕平成32年度～平成34年度の取組

引き続き、最新の知見等を踏まえ適宜宅地造成に伴う災害防止のためのマニュアル等の改訂や、住宅における事故の防止のための助言等の支援を適宜行う。【国土交通省】

⑤ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（国土交通省告示）の対象となる工事について、関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップを行う。

また、基礎ぐい工事について、工事監理者が工事監理を行うに当たっての留意点や、建築基準法に基づく中間検査における留意点をまとめ、建築士の定期講習等を通じて建築士や特定行政庁へ周知を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールである「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を平成28年3月4日に告示するとともに、その制定について関係建設業団体に周知した（一般的施工ルールやこれを受けて策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社（平成28年7月末））。

また、あわせて工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点を示した「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を策定するとともに、建築基準法上の中間検査等における留意点を取りまとめ、建築設計関係団体や特定行政庁等へ周知した。さらに、一級建築士定期講習等実施機関に対して、地盤・基礎に関する講習内容の追加・充実を依頼した（地盤・基礎に関する講習内容に、上記依頼が反映された一級建築士定期講習の実施状況（平成28年度）：受講者数42,696名）。【国土交通省】

※工事監理ガイドラインを踏まえた工事監理が行われているかどうかの確認は、中間検査において制度としてフォローアップする仕組みとなっている。

⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止

まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

国民生活センターがP I O-N E T情報の分析やアンケート調査等によって危害の実態を把握するとともに、消費者庁及び厚生労働省は平成27年6月、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【消費者庁、厚生労働省】

厚生労働省は平成27年12月、及び平成28年12月及び平成29年12月に、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や平成27年度、及び平成28年度及び平成29年度における健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【厚生労働省】

⑦ 子ども供の不慮の事故を防止するための取組

子ども供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】

また、子ども供の事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）において、子ども供の事故防止策を検討・推進する。【消費者庁、関係府省庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（子ども安全メール登録件数（平成28年3月31日配信分）：28,058件）するとともに、プロジェクトのイメージキャラクターが子ども供向け教育イベント等（東京、群馬、埼玉にて開催）に参加し、子ども供の事故予防を呼び掛けた。

平成28年度は、6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）を設置し、消費者庁が事務局となって3回開催した（平成28年6月及び11月、平成29年3月）。

第3回会議において、関係府省庁による平成29年度の取組を取りまとめた。

また、平成27年度に引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（登録件数（平成29年3月30日配信分）：31,497件）するとともに、平成28年7月から8月までにかけて、プロジェクトのイメージキャラクターが子ども供向け教育イベント等（東京、大阪、仙台にて開催）に参加し、子ども供の事故予防を呼び掛けた。さらに、厚生労働省から人口動態調査の調査票（平成22年から26年までの5年分。非公表の死亡票を含む詳細データ）を入手・分析し、同データを基に子ども供の事故防止に関する注意喚起公表を2回（平成29年3月末時点）行ったほか、分析内容を取りまとめて公表した。

平成29年度は、子どもの事故に関する注意喚起のほか、子どもの事故防止週間（実施主体：「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」）を実施し、関係府省庁が連携し事故防止の集中的な広報活動を行った。また、「子ども安全メールfrom消費者庁」に加えて、「子どもを事故から守る！公式ツイッター」を開設し、関係府省庁を含めた事故防止のための情報発信を行った。その他、事故情報の分析及び保護者等への意識調査を実施した。

【消費者庁】

子ども霞が関見学デーの中で、製品安全について親子で考える機会を設けた。また、小学校高学年を対象とした製品安全教育を試験的に実施した。【経済産業省】

⑧ 危険ドラッグ対策の推進

薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月決定）に基づき、関係省庁で連携した総合的な取組を推進する。また、青少年に対する危険ドラッグの危険性についての正しい知識の周知徹底や乱用薬物に手を出させないための規範意識醸成のため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法の活用に配意した広報啓発活動を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、関係省庁等】

厚生労働省では、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

【厚生労働省】

警察においては、危険ドラッグの取締りに当たり、特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する取締りに資する関連情報等を積極的に提供するなど、関係機関との連携を強化して的確に対応する。【警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】

消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。【消費者庁、警察庁、厚生労働省】

ウェブサイトでの情報提供、消費生活センター等の協力を得た啓発チラシの配布、薬物乱用防止教室の開催、「薬物乱用防止広報強化期間」の設定等、関係部門、機関・団体との連携を強化し、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発に取り組む。【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、学校警察連絡協議会を通じた連携を図りつつ、効果的な指導方法や内容の検討・実施に対する支援、薬物乱用防止教室の指導者になる者を対象とした講習会、教職員等を対象としたシンポジウム、大学生等向け啓発用リーフレットの作成を実施する。【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】

国連薬物犯罪事務所（UNODC）が実施する危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を行う「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。【外務省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

青少年に訴求力の高い啓発活動を実施するため、漫画を用いた啓発資料を作成し、春の卒業・進学・進級時期に合わせてウェブサイトにおいて公開した。【内閣府】

警察幹部の全国会議において、関係機関と連携した危険ドラッグ対策の推進を指示した。

インターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者等からの通報によって把握した危険ドラッグに係る情報事件で把握した物品や危険ドラッグの通信販売サイトについて、関係機関に対し情報提供を行うなど、プロバイダ等に対する削除要請に資するための情報交換を行った。

警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成27年以降毎年6月から7月まで及び平成28年6月から7月まで）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、危険ドラッグを含めた薬物の乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

また、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態のほか、規制薬物、危険ドラッグ等多様化する乱用薬物の有害性・危険性等について積極的に情報提供を行った。

【警察庁】

消費者庁ウェブサイトの特設ページにおいて、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。また、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行い、消費者保護の十分な確保を図った。【消費者庁】

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、刑事施設においては薬物依存離脱指導を計画的に実施しているが、同指導内容についての検討会を行い、薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図った。また、少年院においても、必要な対象者に薬物非行防止指導を実施しており、同指導の担当職員を対象にした集合研修を実施するなど、指導の充実を図った。

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、年間を通じて、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題等をテーマとした非行防止教室等を開催した。【法務省】

財務省（税関）における危険ドラッグ対策としては、平成27年4月、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施した。また、税関ウェブサイトや税関ツイッター等を活用し、危険ドラッグについて注意喚起を行うとともに、学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行っている。【財務省】

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定した。

危険ドラッグ販売店への継続的な立入検査を行うとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な検挙を行ったことにより、平成27年7月に危険ドラッグの販売店舗が0となった。

財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施した。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。

また、警察庁等関係機関と連携し、違法・有害サイトの情報共有を行った。

「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。【厚生労働省】

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質等について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報や関係国の規制等も踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。【経済産業省】

自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

【国土交通省】

薬物乱用防止教室について、都道府県教育委員会等に対し、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう周知を行った。

薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施した。【文部科学省】

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施するグローバルSMARTプログラムに拠出し、国際的な危険ドラッグ対策の推進に貢献した。【外務省】

新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。また、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛けたほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。【海上保安庁】

【参考】平成32年度～平成34年度の取組

国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき連携を追求する。【外務省】

⑨ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討

経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流失した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、新たに、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じた。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。【厚生労働省】

<平成29年度の実績>

平成29年6月～8月に、臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査を実施し、同年9月に調査結果を取りまとめ、公表した。

上記調査結果を踏まえ、同年9月に、判明した臍帯血プライベートバンク7社に対して、業務内容等に関する国への届出や、望ましい契約書を提示し契約書の見直しを求めるとともに、契約者への適切な情報提供を依頼するため、関係通知を発出した。

同年9月に、地方公共団体及び関係団体に対して、産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行うよう、関係通知を発出した。

同年9月に、厚生労働省HPにおいて、出産予定のお母さん向けのサイトを開設し、公的さい帯血バンクの役割や臍帯血プライベートバンクとの違い等を掲載するとともに、臍帯血プライベートバンクからの事業の届出の状況や内容等を公開した。

同年11月に、認定再生医療等委員会の設置者に対して、臍帯血プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、引き続き、再生医療法に基づき臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認について、臍帯血プライベートバンクからの届出内容や契約書も活用しながら厳正に審査するよう事務連絡を発出した。

同年11月に、「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、臍帯血プライベートバンクの実態調査を踏まえた厚生労働省の対応とその進捗を報告し、今後の検証・検討の進め方について議論した。【厚生労働省】

[参考] 平成32年度～34年度の取組

「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、臍帯血プライベートバンクからの届出の状況等を報告し、これらの仕組みの実効性が担保されているかについて、継続的に検証し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる対策を検討する。

臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省HPに公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。

産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。

臍帯血プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、再生医療法に基づき臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認について、臍帯血プライベートバンクからの届出内容や契約書も活用しながら厳正に審査する。

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【参考】		K P I
						32年度	33年度	
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	<p>< 事故情報の迅速かつ的確な収集・公表 > 【消費者庁、関係省庁等】 関係省庁等と連携の上、消費者庁が事故情報の一元的な収集等を行う。</p>							
	<p>消費者安全法に基づき消費者事故等の通知の収集・公表【消費者庁】</p> <p>消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故の報告の収集・公表【消費者庁】</p> <p>事故情報データベースによる事故情報の一元的な収集・公表【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>第3期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】</p> <p>第4期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】</p> <p>第5期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】</p> <p>収集した事故情報を分析し、消費者への注意喚起等を実施【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>教育・保育検討会 事故取りまとめ報告と検証とガイドラインについて地方自治体への通知【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p>							
	<p>(イ) 消費者安全法に基づき消費者事故等の通知件数: 2,906件 (平成27年3月末)</p> <p>(ロ) 消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故の報告件数: 892件 (平成27年3月末)</p> <p>(ハ) 医療機関ネットワーク事業参加医療機関からの事故情報報告件数: 7,853件 (平成27年3月末)</p> <p>(ニ) 事故情報データベースへの登録件数: 28,864件 (平成27年3月末)</p> <p>(ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数 (消費者安全法に基づくものを除く。) : 12件 (平成27年3月末)</p>							

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			K P I	
	32年度						33年度	34年度		
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	商業施設内の遊戯施設における事故防止に関するガイドラインの策定【消費者庁、経済産業省】	商業施設内の事故防止策の更なる検討【消費者庁、経済産業省】								(ハ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数 (第38条～第42条関係) : 1件(平成27年3月末) (ト) 商業施設外を含めた遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数
	事故情報の収集、公表及び注意喚起等 商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起【消費者庁 関係省庁】 関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進【消費者庁 関係省庁】									
緊急時に おける消 費者の安 全確保	(KPIの現状) 平成2829年度(12月1日時点) (イ) 消費者事故等の通知件数: 2,9051,722件 (ロ) 重大製品事故の報告件数: 802543件 (ハ) 医療機関ネットワークからの事故情報登録件数: 28-28416,628件 (ニ) 事故情報データベースへの事故情報起件数(消費者安全法に基づくものを除く。) : 4513件(注:平成29年12月末時点) (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(第38条～第42条関係) : 0件(注:平成29年12月末時点) (ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条～第42条関係) : 0件(注:平成29年12月末時点) (ト) 商業施設外を含めた遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数: 4-3件(注:平成29年12月末時点)									
緊急時 における消 費者の安 全確保	・緊急事態等における政府一体となった迅速かつ適切な対応 ・毎年度関係省庁連携の緊急時対応訓練を実施【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】						緊急時対応訓練の回数 毎年度1回実施			
(KPIの現状) 緊急時対応訓練の回数: 1回										

1 消費者の安全の確保

(2)消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止							〔参考〕			K P I
							3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度	
施策名	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度	(イ) リコール情報登録件数：3,450件 (平成27年3月末) (ロ) メルマガ登録者数：7,001件 (平成27年3月末) (ハ) 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数：約222万件 (平成27年3月末)	
	リコール情報の効果的な発信【消費者庁、関係省庁等】 地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進 改正消費者安全法の施行を踏まえ引き続き推進【消費者庁】									
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度	(KPIの現状) 平成28年度 (イ) リコール情報登録件数：4,827件 (ロ) メルマガ登録件数：7,954件 (ハ) 平成27年度月当たり平均サイトアクセス件数：約455万件	
	製品安全に関する情報を事業者、団体等と連携して消費者等に提供【経済産業省】									
(KPIの現状) 経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイトを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信。独立行政法人製品評価技術基盤機構では、経済産業省及び関係団体と協議を行い、毎月1回以上のプレスリリースを行っている。										

1 消費者の安全の確保

		(2)消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止					〔参考〕			K P I	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
<p>道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施</p>	<p>自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施【国土交通省】</p>									<p>(イ)法令等の見直し状況：平成18年法令改正：平成23年通達改正</p> <p>(ロ)リコール届出件数：355件、リコール対象台数：9,557,888台（全て平成26年度）</p>	
		<p>(KPIの現状) 平成29年度(平成29年11月30日時点)</p> <p>(イ)法令等の見直し状況：自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のための道路運送車両法改正法が成立した(平成27年6月)。</p> <p>(ロ)リコール届出件数：364236件(平成28年度：364件)、リコール対象台数：45,848,4045,687,252台(全て平成28年度：15,848,401台)</p>									
<p>高齢者向け住まいの確保</p>	<p>事故予防・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】</p>										<p>ガイドラインに基づき自治体の指導方針における事故予防・対応に係る規定の追加状況</p>
<p>(2)消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止</p>		<p>(KPIの現状) 平成2829年度厚生労働省のガイドラインの改正に基づく地方公共団体の指導指針の反映状況：114団体のうち413団体が全て反映済み(平成28年度：113団体で反映済み)。</p>									

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等

消費者安全法等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。

毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。【消費者庁、関係省庁等】

法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講ずる。【消費者庁】

教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

商業施設内の遊戯施設について、事故防止に関するガイドラインを策定し、継続的に事故防止策の検討を行う。【消費者庁、経済産業省】

商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起する。【消費者庁、関係省庁】

また、関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進する。【消費者庁、関係省庁】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

平成27年3月27日に改訂した消費者事故等の通知の運用マニュアルについて、通知の徹底を図るべく消費者政策担当課長会議や関係省庁連絡会議等の場を通じた周知に取り組んだ。

平成27年10月から、医療機関ネットワーク参画機関を28病院から30病院に拡大し、医療機関特有の情報を幅広く収集し、注意喚起等に活用している。【消費者庁】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年9月から平成27年12月までに8回開催）の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成し、公表した。平成28年4月からは「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、事故の再発防止策について検討を行っている（平成28年4月~~から平成29年12月までに4回（第1回）、10月（第2回）~~開催）。

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表している（平成27年6月から平成29年~~12~~3月までに~~10~~8回公表）。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

平成27年2月に、事故発生防止（予防）ガイドライン等の作成を行い、地方公共団体に通知を发出了した。

遊具の事故に関する注意喚起を行い、関係省庁に対し、事故情報の収集・活用の推進及び関係団体に対する周知を要請した。【消費者庁】

平成27年8月の消費者委員会建議に基づき、ガイドライン策定に向けた検討会を開催し（平成28年4月（第1回）、平成28年5月（第2回））、平成28年6月、ガイドラインを取りまとめの上、公表した。

平成28年7月、流通業界に対し、商業施設内の遊戯施設における事故情報の収集、情報提供に関する周知文を発出した。【経済産業省】

② 緊急時における消費者の安全確保

緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

<平成27年度～平成29年度の実績> 《平成29年12月1日時点》

関係省庁連携による緊急時対応訓練を実施した（平成27年12月、平成29年1月）。【消費者庁、関係省庁等】

③ リコール情報の周知強化

リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

消費者庁リコール情報サイトを通じてリコール情報をより分かりやすく消費者へ発信した（リチウム電池充電器、長期利用家電製品、乳幼児用用品、空調暖房給湯機器、キッチン周り、高齢者向け用品等の様々な製品別テーマによる情報発信等）。

リコール情報の高齢者等への周知について、消費者行政ブロック会議等を通じて地方公共団体等へ依頼した。【消費者庁】

④ 製品安全に関する情報の周知

リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等とも連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させると共ともにアクションを促す。【経済産業省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表を行い、消費者等への注意喚起を行った。また、

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリースを通じ、政府広報においても事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故についての注意喚起を行った。

平成27年度は新たに、経年劣化による事故を防ぐための長期使用製品安全点検制度の実効性を高めるため、販売事業者やガス事業者、ハウスメーカー、家屋賃貸事業者等の団体に対する協力要請を行った。また、流通事業者向けセミナーを各地で開催し、消費者等へのアクションを促すための自主的な取組を呼び掛けた。更に平成28年度は、長期使用製品安全点検制度の所有者情報の登録率向上のため、販売事業者やガス事業者、ハウスメーカー、家屋賃貸事業者等の団体に対する協力要請の実施（平成27年度）を始めとして、取引事業者、関連事業者等との連携を進めるとともに、政府広報等各種媒体を通じたユーザーへの働き掛けを行っている。【経済産業省】

⑤ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年6月の道路運送車両法の改正を受け、自動車メーカーによる、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加した。

平成29年度は、複数の自動車メーカーによる、型式指定車の完成検査における不適切な取扱いが判明したことを受け、市場措置を速やかに行うことを促した。

【国土交通省】

⑥ 高齢者向け住まいにおける安全の確保

事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底するなどの対応を行う。【厚生労働省、国土交通省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年6月18日開催）。

平成27年3月30日に改正した有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を平成27年7月1日から適用し、都道府県等の指導指針に反映するよう周知・徹底を図った。

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査や全国会議を通じて、都道府県等において指導指針を適格に運用し、行政指導を徹底するように要請した（平成28年4月22日）。

全国介護保険担当課長会議において、有料老人ホーム等高齢者住まいにおける事故予防に資する調査研究の結果について情報提供した（平成29年7月3日）。

【厚生労働省、国土交通省】

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕		K P I	
						32年度	33年度		34年度
消費者安全委員会による事故調査等の実施	事故等原因の調査【消費者庁】								事故等原因調査等の実施数、申出受付件数
	フォローアップ【消費者庁】								
昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	<p>改正法施行後5年見直し 必要に応じて措置を実施【消費者庁】</p> <p>改正法の規定に関する検討【消費者庁】</p>								(イ) 技術基準の見直し状況 (ロ) 調査結果の公表
	<p>(KPIの現状) 平成29年3-12月末1日時点 事故等原因調査等の実施数：4314件（平成2728年度：4413件） 申出受付件数：249271件（平成2728年度：499249件） 件数は、消費者安全調査委員会発足（平成24年10月）以降の実績</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた必要な技術基準の見直し、調査結果の公表、建築基準法改正法（平成26年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等【国土交通省】</p> <p>昇降機等の点検項目の見直し【国土交通省】</p> <p>遊戯施設の客席部分の拘束身体保持装置の見直し【国土交通省】</p> <p>遊戯施設の客席部分の離隔距離の技術基準の見直しの検討・実施【国土交通省】</p>								
<p>(KPIの現状) 平成2829年度（平成30年1月4日時点） (イ) 昇降機（平成28年11月）・遊戯施設（平成29年2月）の点検項目、遊戯施設の客席部分の拘束身体保持装置（同年3月）の基準改正を行った（それぞれ平成29年4月、同年10月、平成30年4月に施行）。 (ロ) 調査結果（報告書）の公表：-6-7件（平成27年度～平成28年度：-6-12件）</p>									

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕		K P I
						32年度	33年度 34年度	
国民生活センターにおける商品テストの実施	有識者や研究機関等の知見を活用した、地方公共団体からの依頼を始め商品テストの実施【消費者庁】							地方公共団体からの商品テスト依頼への対応状況
	「消費者行政新未来創造オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトの実施【消費者庁】 (KPIの現状) 平成2928年度(平成29年11月末時点) 地方公共団体からの商品テスト依頼に対応した件数: 242373件(平成2827年度: 373302件) 対応内容の内訳は以下のとおり。 ・商品テストを受け付けた件数: 145295件(平成2827年度: 205489件) ・過去の事例や知見により技術相談した件数: 97468件(平成2827年度: 168443件)							
消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	消費生活用製品安全法等に基づき収集された事故情報の原因究明調査、事故の再発防止のための必要な措置【消費者庁、経済産業省】							重大製品事故の報告件数目標値: 前年度比減
	(KPIの現状) 平成28年度 重大製品事故の報告件数: 802件(平成27年度: 628885件)							
製品等を利用により生じた事故等の捜査等	製品等を利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止【警察庁】							製品等を利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数
	(KPIの現状) 平成2829年度(平成29年12月1日時点) 製品等を利用により生じた事故等について関係行政機関に対して通知した件数: 7328件(平成2728年度通知件数: 8773件)(警察庁)							
製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計、製造事業者名と製品名等 の を四半期ごとの公表、 に 全国の消防機関への調査結果の通知 する とともに公表、収集した火災情報の共有と連携した製品火災対策の推進【総務省消防庁、経済産業省】							収集した火災情報の件数
	(KPIの現状) 平成28年 製品の不具合により発生したと判断された火災: 443188件(平成28年1月から同年9月までの集計値27年: 142件)(総務省消防庁)							

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施

消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるように、原因究明調査等を着実に実施する。また、平成24年に公布された消費者安全法の改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討し、必要に応じて措置を実施を開始する。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年度は、消費者安全法に基づき報告書3件（エスカレーター事故、毛染めによる皮膚障害、子供による医薬品誤飲事故）を公表（6月26日、10月23日、12月18日）するとともに、関係省庁に対し意見を述べた。また、経過報告1件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故）を公表（10月23日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は29件あった（平成28年3月末時点）。

平成28年度は、消費者安全法に基づき報告書2件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故、エレベーターの戸開走行事故）を公表（7月22日、8月30日）するとともに、関係省庁に対し意見を述べた。また、経過報告2件（体育館の床から剥離した床板による負傷事故、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとされる事案）を公表（9月23日、11月18日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は5035件あった（平成29年3月19月末時点）。

平成29年度は、消費者安全法に基づき報告書2件（体育館の床板の剥離による負傷事故、玩具による乳幼児の気道閉塞事故）を公表（5月29日、11月20日）するとともに、関係府省に対し意見を述べた。また、経過報告2件（住宅用太陽光発電システムから発火した火災等事故、玩具による乳幼児の気道閉塞事故）を公表（9月22日、10月24日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は22件あった。（平成29年12月1日時点）【消費者庁】

② 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止

昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。また、建築基準法改正法（平成26年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等を図る。【国土交通省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

昇降機（平成28年11月）・遊戯施設（平成29年2月）の点検項目、遊戯施設の客席部分の拘束身体保持装置（同年3月）の基準改正を行った（それぞれ平成29年4月、同年10月、平成30年4月に施行）。また、平成27年4月から平成29年12月までに1912件の調査結果（報告書）を公表した。【国土交通省】

【参考】平成32年度～平成34年度の取組

昇降機や遊戯施設に係る事故発生原因解明に係る調査・検討を引き続き行い、再発防止策等の対応策を講じる。【国土交通省】

③ 国民生活センターにおける商品テストの実施

国民生活センターにおいて、地方公共団体からのテスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。

「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

国民生活センターは、平成29年度（平成29年11月末時点）に、各地の消費生活センター等から依頼のあった商品テスト242373件のうち145205件について商品テストを受け付け、残りの97168件については過去の同種事例や知見による技術相談等を行い、全件に対応した。（平成28年度：373件中205件受付、168件技術相談、平成27年度：302件中189件受付、113件技術相談商品テスト依頼302件、うち189件について商品テストを受け付け、残りの113件については技術相談を行い、全件に対応。）

また、注意喚起のための商品テストを840件（平成29年11月末時点）実施し、公表するとともに、関係行政機関・団体に要望・情報提供を行った。（平成28年度：10件、平成27年度：10件）

さらに、独立行政法人製品評価技術基盤機構との実務者会議を定期的に行い（月1回）、情報を共有するとともに、専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図った。【消費者庁】

④ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報報告・公表制度等を活用し収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。【消費者庁、経済産業省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応は逐次実施しており、また、消費者に対しても迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起も行っているところである。電気用品安全法等の技術基準についても、相次いで発生している事故の再発防止、新技術・新製品への対応等の観点から、随時見直しを行っている。【経済産業省】

⑤ 製品等の利用により生じた事故等の捜査等

製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。

【警察庁】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

都道府県警察では、製品等の利用によって生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図~~っている~~た。また、都道府県警察に対して、製品等の利用によって生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなど~~している~~た。【警察庁】

⑥ 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。【総務省消防庁、経済産業省】

<平成27年度～平成~~29~~28年度の実績>

各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表した~~（平成28年9月27日、11月8日、平成29年3月17日）~~。【総務省消防庁】

消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大~~製品~~事故等の原因究明調査等を実施の上、独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行い、製品事故による火災事故の未然防止に努め~~ている~~た。

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努め~~ているところである~~た。【経済産業省】

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
① 食品安全に関する関係府省の連携の推進	「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】									関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催 (イ) 関係府省連絡会議：年度内2回開催 (ロ) 関係府省連絡会議幹事会：原則毎週開催 (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議：隔週開催 (ニ) リスク情報関係府省担当者会議：毎月開催
										(KPIの現状) ※平成2928年度 (平成2928年12月1日時点) (イ) 関係府省連絡会議：1-2回 (平成2827年度：2回) (ロ) 関係府省連絡会議幹事会：3145回 (平成2827年度：45回開催) (週1回) (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議：1725回 (平成2827年度：25回) (隔週1回) (ニ) 食品リスク情報関係府省担当者会議：842回 (平成2827年度：12回) (月1回)
② リスク評価機関としての機能強化	海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備の継続的实施【食品安全委員会】									海外のリスク評価機関等との連携状況
(KPIの現状) ※平成2998年度 (平成2998年12月末時点) 協力覚書に基づき、1機関と定期会合を実施1機関と協力覚書を締結、1-2機関と協力覚書を締結 (平成2827年度：1-2機関と協力覚書を締結、1機関と協力覚書を改定。)										

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
③ 食品安全に関する施策 (4) 食品の安全性の確保	食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施【厚生労働省】								
	国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施【農林水産省】 ※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。								
(KPIの現状) ※平成2928年度（平成2928年12月1日未時点） (イ) 食品添加物の新規指定件数：0-5件（平成2827年度：5-3件） (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数：4360件（平成2827年度：6044件） (ハ) 食中毒事件発生件数（平成29年）：7011,140件（平成2827年度：1,1391,202件） (ニ) 危害要因に関する実態調査の実施件数：2329件（平成2827年度：29件） (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況：10-9本（平成2827年度：10-7本）									

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
<p>④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進</p>	<p>各年度、時宜に適ったテーマを選定し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】</p> <p>「総合的なTPP等関連政策大綱」、「食品に関するリスクコミュニケーション研究報告」等も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】</p> <p>「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを実施【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】</p> <p>食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者へのわかりやすい情報発信の取組【消費者庁、関係府省】</p>						<p>意見交換会の開催回数における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度の推移</p>		
(4) 食品の安全性の確保	<p>(KPIの現状) ※平成29年度(平成29年12月1日時点)平成29年度に開催した意見交換会：1014回実施のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約83.7% (平成27年度：14回の開催で86.7%)である。(平成28年度：14回実施)</p> <p>【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】</p>								

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
<p>⑤ 輸入食品の安全性の確保</p>	<p>輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導の実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実。【厚生労働省】</p> <p>※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定</p> <p>在外公館の「食の安全」担当官による関係府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働き掛け等の体制整備・維持【外務省】</p> <p>(KPIの現状) ※平成2728年度 輸入食品モニタリング検査目標達成率：102%（平成27年度：102%） ※輸入食品監視指導計画で定めた検査目標件数を超えて検査を実施したため、100%を超過した数値となっている。</p>									<p>輸入食品モニタリング検査目標達成率 目標値：100%</p>
<p>⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進</p>	<p>関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施【消費者庁、関係府省等】</p> <p>※環境変化に応じて、理解増進の取組を見直し</p> <p>地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援（検査機器の貸与等）【消費者庁】</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の実施【消費者庁】</p> <p>(KPIの現状) ※平成29年度（平成29年12月1日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> （イ）消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q&A」（第11版）、「食品と放射能Q&Aミニ」（第3版）を平成29年3月に公表。 ・「風評被害に関する消費者意識調査の実態調査」の第109回を平成29年8-2月に実施し、調査結果を公表。 （ロ）※平成298年度 貸与台数：266291台（206225地方公共団体）（平成287年度：291332台（225242地方公共団体）） 									<p>（イ） 理解増進の取組見直しの実施状況 （ロ） 検査機器の貸与の状況</p>

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
⑦ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進	ウェブサイト等の活用、普及啓発、輸出等普及推進事業」による、ガイドラインに則したGAPの導入促進【農林水産省】	指導体制の強化等を通じた、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大促進【農林水産省】							(イ) 各県内のGAP指導体制における指導員数を全国で1,000人以上育成確保(平成30年度中) (ロ) 国際水準GAPの認証取得数を平成2829年4月度から3倍以上に拡大(平成31年度)	
	(KPIの現状) ※平成2829年度4月時点 国際水準国内におけるGAPの認証取得経営体数：約4,500経営体									
⑧ 中小規模の食品製造事業者のGAP導入の促進	・ HACCP支援法に基づき、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・ 中小規模の食品事業者を主な対象として、高度化基盤整備の普及・定着のための研修、衛生管理計画作成のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】 (HACCP：危害要因分析・重要管理点)									
	HACCPによる衛生管理の制度化の検討、食品等事業者団体が策定する手引書の策定過程での助言及び確認【厚生労働省】									
	HACCPの制度化を踏まえた、食品事業者向け中小規模層の食品製造事業者向け手引書の作成支援【農林水産省】									
	(KPIの現状) 食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合：29% 年間食品販売額1億～50億円の中小食品製造事業者のHACCP導入率：34.5% (平成2827年度食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査結果) (平成2726年度：2333.5%)									

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
⑨食品のトレーサビリティの推進	米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】 「実践的なマニュアル」の内容の拡充【農林水産省】								(イ) 米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率 (適正実施率(%) = 100 - [(違反件数 / 立入検査件数) × 100]) (ロ) 食品トレーサビリティの取組状況
	「実践的なマニュアル」を活用した普及推進活動の実施【農林水産省】 (KPIの現状) (イ) ※平成2829年4月から9月までの集計値度 (平成29年12月1日時点) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.8% (平成28年度：99.6%) (農林水産省) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：平成29年4月から9月までの集計値：99.45% (平成28年度：99.4%) (平成27年度(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)：99.0%) (国税庁) (ロ) ※平成28年度 ・生産者における基礎トレーサビリティの取組率：72.4% ・流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率：44.5%								
⑩食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	(引き続き食品関係企業における「コンプライアンス」の徹底を促進) ・食品事業者向けのマネジメント研修の開催 ・「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の周知・啓発【農林水産省】								食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率：80% 食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率：80%
	(KPIの現状) ※平成2728年度末時点 食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率：7468% (平成27年度：71%)、改定率：6968% (平成27年度：69%)								

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
⑪食品衛生関係及び偽装表示の産地等取締りの推進	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り【警察庁】								
⑫流通食品への毒物混入への対応	(KPIの現状) ※平成2829年の取締り状況(確定は平成30年3月頃) ・食品衛生関係事犯: 21●事件(平成27前年: 2221事件)、検挙人員42●人(平成27前年: 2942人) ・食品の産地等偽装表示事犯: 11●事件(平成27前年: 911事件)、検挙人員20●人(平成27前年: 3220人)								
	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止【警察庁、関係省庁等】								
	(KPIの現状) ※平成2829年度(平成29年12月1日時点) 発生した流通食品への毒物混入事件等はない。(平成28年度もなし)								
(4) 食品の安全性の確保	関係行政機関との情報交換状況								

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
<p>(4) 食品の安全性の確保</p> <p>⑬ 廃棄食品の不正流通事案</p>	<p>調査によって明らかとなった事実関係を基に、平成28年2月の局長級会合において取りまとめられた方針に基づき、対策を実施【関係府省においてその時点で対応可能な対策を実施。】 加えて事案の解明が進んだことを踏まえ、現行の関係法令の問題点及びその運用も含めた検証を行い、必要に応じ対策を実施【関係府省】</p> <p>○ 食品廃棄物の処理に係る対策</p> <p>電子マニフェストの機能強化（平成29年通常国会で廃棄物処理法改正法案が成立）【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な登録等の検知に資するようシステムを改修 <p>検討を踏まえた対応を実施【環境省】</p> <p>廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政による廃棄物処分業者への監視体制の強化及び関係団体への確認要請【環境省、農林水産省】 ・ 適正処理の強化と人材育成等【環境省】 								<p>「廃棄食品の不正流通に関する今後28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（平成28年2月26日）に沿った各行政機関の取組状況」</p>

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(13) 廃棄食品の不正流通事案 (4) 食品の安全性の確保		排出事業者による 転売防止対策の強 化【環境省、農林 水産省】 ・食品事業者が取 り組むべき指針 (食品リサイク ル法上の省令) の見直し ・排出事業者責任 の徹底、許可を 取消された廃棄 物処理業者等に 対する措置(平 成29年通常国会 で廃棄物処理法 案が成立)							
		検討を踏まえた食品リサイクル法等に基づく対応を実施【環境省、農林水産省、 環境省】							
					○食品関連事業者による食品の適正な取扱いに係る対策対策 食品等事業者の監視指導の取組【厚生労働省】 ・食品衛生法に基づく監視指導の徹底 ・食品表示法に係る周知				
									(KPIの現状) ・平成29年1月に食品関連事業者が取り組むべき指針(食品リサイクル法上の省令)の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定。(農林水産省、環境省) ・産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルを策定、都道府県等へ通知(平成28年6月21日)。(環境省) ・排出事業者責任の徹底について、都道府県等へ通知(平成29年3月21日付)するとともに、排出事業者が講ずべき具体的な措置(処理状況の確認等)のチェックリスト作成についても通知(平成29年6月20日付)予定。(環境省) ・平成28年度から、電子マネーフォトシステムの改修を実施中。(環境省)

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

① 食品安全に関する関係府省の連携の推進

関係府省間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種連絡会議等を定期的に開催する。

緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度～平成2928年度の実績> 《平成29年12月1日時点》

平成2928年度は、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等については、関係府省連絡会議（関係府省が密接に連携し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する目的で開催。）を2回（平成27年度及び平成28年度：各2回）開催、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」関係府省連絡会議幹事会（関係府省連絡会議の下部の会議として、関係府省が連携し、時宜に応じた円滑な対応を推進する目的で原則毎週開催する幹事会。）を3145回（平成27年度及び平成28年度：各45回）開催、「リスクコミュニケーション担当者会議」（関係府省が連携して行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行う目的で隔週1回開催。）を1725回（平成27年度及び平成28年度：各25回）開催、「食品リスク情報関係府省担当者会議」（食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策、緊急時における関係府省の円滑な対応について検討する目的で月1回開催。）を842回（平成27年度及び平成28年度：各12回）開催している。

なお、平成28年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案については、警察庁、環境省廃棄物部局も加えた「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を開催し、廃棄物処理の適正化、食品の取扱いの適正化等の観点から、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日—「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」申合せ）を取りまとめ、この方針に基づき、対策を実施した。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

② リスク評価機関としての機能強化

食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。【食品安全委員会】

<平成27年度～平成2928年度の実績>

平成2827年度に新たにドイツ（平成27年度：2か国（ポルトガル、フランス））のリスク評価機関との協力覚書を締結するとともに、協力覚書に基づき、欧州食品安全機関（EFSA）と定期会合を開催の協力覚書を改定した。また、平成29年度は定期会合に加え、EFSAと食品のリスク評価分野における国際協力について議論する国際会議を開催した。平成28年度には新たに1か国（ドイツ）のリスク評価機関との協力覚書を締結した。

また、平成27年度に評価技術企画室を設置し、また、平成28年度に評価技術企画ワーキンググループをそれぞれ設置し、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための体制整備を行った。また、平成

29年度に、うとともに、評価技術企画ワーキンググループをに、その他にアレルギーを含む食品に関するワーキンググループ等3つのワーキンググループを設置し、平成28年度からそれぞれ調査審議等を開始した。【食品安全委員会】

③ 食品安全に関するリスク管理

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。

【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年度から及び平成29年度までの食品の安全性に関する有害化学物質、微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、平成27年度から及び平成29年度までの有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、8158件の実態調査を実施した。また、低減対策等をまとめた指針等を2746本作成した。【農林水産省】

食品添加物を平成29年11月月末までに新たに8件指定し、食品中の農薬等の残留基準については、147405件設定した。また、平成29年(12月1日時点)における食中毒事件発生件数は、7014,140件(平成28年：1,139件、平成27年前年：1,202件)であった。【厚生労働省】

④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省等で連携しつつ、時宜に合ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。

具体的には、関係府省等の共催又は府省等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。**【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】**

また、「総合的なTPP等関連政策大綱(平成27年11月 TPP等総合対策本部決定)」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。**【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】**

さらに、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、福島県等の被

災地から消費地に重心を移して実施する。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

今後とも、消費者庁が関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。【消費者庁、関係府省】

<平成27年度～平成29年度の実績> ≪平成29年12月1日時点≫

関係府省で連携し、平成27年度は、計14回の意見交換会を開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、関係府省と連携し、「食中毒予防に関する意見交換会」(を2回)、「農薬に関する意見交換会」を(2回)、「食品中の放射性物質に関する意見交換会」を(6回)、「ノロウイルス食中毒予防に関する意見交換会」を(2回)、及び「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」を(2回)となった。計14回の意見交換会を開催した。なお、意見交換会計14回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約86.7%であった。

平成28年度は、関係府省で連携し、親子参加型のイベント会場において、ける「食品中の放射性物質に関する情報提供の機会を意見交換会」を4回設けたほか、意見交換会を計10回開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、「食品中の放射性物質の検査のあり方を考える意見交換会」(を5回)、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する意見交換会」(を2回)、「健康食品との付き合い方を考える意見交換会」(を1回)、「食品の安全を守る取組に関する意見交換会」を(2回)となった。計14回の意見交換会を開催した。なお、意見交換会計14回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約83.7%であった。

平成29年度は、平成28年度に引き続き、親子参加型のイベントに出展し、食品中の放射性物質に関する情報提供の機会を3回設けたほか、意見交換会を計7回開催した。意見交換会のテーマと回数の内訳は、「食品の安全を守る取組」(3回)、「食品中の放射性物質」(4回)となった。なお、「食品中の放射性物質に関する意見交換会」については、福島県等の被災地を中心とした取組から消費地に重心を移す方針に基づき、同年度は、東京、仙台、名古屋、福岡にて開催した。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

⑤ 輸入食品の安全性の確保

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。

- ・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。
- ・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があつた場合には、被害拡大防止の

観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

我が国の食料の主要な輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化を行うほか、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組む。【外務省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年度及び平成28年度に、輸入食品監視指導計画を策定し、監視指導を実施した。なお、平成27年度同様、平成28年度においても、4月から9月までの年度途中の状況については、中間報告として平成28年12月26日に公表した。また、平成29年度輸入食品監視指導計画については、平成29年3月27日に公表した。の策定に向けて作業中。【厚生労働省】

駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等を実施した。【外務省】

⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。

このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q&A」や平成25・26年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。【消費者庁、関係府省等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会等を、平成29年度（12月1日時点）は45回（平成27年度は100回（~~平成26年度：99回~~）、平成28年度は100回）開催した。新たな取組として、福島県内の生産者の方を県外に派遣して消費者との意見交換を行う福島県の事業を消費者庁共催で実施（3回）した。また、消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q&A」（第11版）、「食品と放射能Q&Aミニ」（第3版）を平成29年3月に公表した。加えて、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の第6回から第9回を実施（平成27年8月～平成29年2月）し、調査結果を公表した。

平成29年度は、地方公共団体に放射性物質検査機器を206225地方公共団体に対して266291台（平成28年度：291台（225地方公共団体）、平成27年度：332台（242地方公共団体））貸与し、消費サイトで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援した。【消費者庁】

⑦ 農業生産工程管理（GAP）の普及推進

GAPとは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。【農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

国際水準GAPの取組や認証取得を促進するため、生産者及び指導者向けの研修会の開催や認証取得を支援した。【農林水産省】

⑧ 中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進

HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（HACCP支援法）に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）について、長期低利融資により支援する。【厚生労働省、農林水産省】

~~また、引き続き高度化基盤整備の普及・定着やHACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援する。【厚生労働省、農林水産省】~~

平成28年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCPによる衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年12月に最終取りまとめを公表した。今後、これを踏まえ、食品衛生法の改正等を検討する。【厚生労働省】

HACCPによる衛生管理は、基準A（Code x~~CODEX~~ HACCPの7原則を要件とするもの）及び基準B（弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等が対象）の仕組みとし、特に小規模事業者を含む食品等事業者が円滑にHACCPによる衛生管理に取り組むことができるように事業者団体が策定する事業者向け手引書の作成に対する支援を行うなど、HACCPの普及を更に推進するとともに十分な準備期間を設けることとしている。食品等事業者団体が策定する手引書は、「食品衛生管理に関する技術検討会」において策定過程で助言、確認を行った後、都道府県等に通知し、制度の統一的な運用に役立てることとしている。また、HACCPの制度化に向けて、HACCPに基づく衛生管理計画作成のための研修や指導者養成のための研修等を支援する。【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成28年12月までに、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」（9回）を開催し、平成29年6月からは食品等事業者団体が作成した手引書の確認のための「食品衛生管理に関する技術検討会」を逐次開催している。及び消費者を含めたHACCP関係者による情報・意見交換を行う「HACCP普及推進連絡協議会」を開催（中央及び地方7ブロック7か所）したほか、中小事業者のHACCP導入を支援するため、①自治体が事業者のHACCP導入を実際に支援し、その過程で生じた課題

及びその解決策等の普及を目的とした「地域連携HACCP導入実証事業」、②HACCPの導入に取り組む事業者の名称を公表することで、事業者の取組を応援する「HACCPチャレンジ事業」、③各都道府県の食品衛生監視員養成を目的とした研修会の開催、④飲食店事業者を対象としたHACCPの考え方に基づく衛生管理の講習会を実施した。【厚生労働省】

HACCPの導入を促進するため、HACCP支援法に基づく施設や体制整備についての長期低利融資のほか、高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入に向けた基礎研修、指導者・責任者を養成するための研修（平成27年度は計61回開催、平成28年度は51回開催、平成29年度は69回開催予定）、消費者の理解促進のためのセミナーの開催（平成27年度は10回、平成28年度は13回開催）、食品事業者向け手引書の作成（平成29年度は9種類作成予定）等を支援した。【農林水産省】

⑨ 食品のトレーサビリティーの推進

1) 米トレーサビリティーの推進

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティー法）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

2) 飲食料品のトレーサビリティーの推進

飲食料品について、「総論」、「各論」及び「取組手法編」で構成されるトレーサビリティーの「実践的なマニュアル」を平成27年度までに拡充するとともに、同マニュアルを活用した普及推進活動を行い、農林漁業者や食品事業者による更に積極的な基礎トレーサビリティーの推進とともに内部トレーサビリティーの取組の拡大を推進する。【農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

1) 米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.8%（平成28年度4月から9月までの集計値）（平成27年度：99.6%）。【農林水産省】

酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.4%（平成28年4月から9月までの集計値）（平成27年度（平成27年7月から平成28年3月までの集計値）：99.0%）。【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施している（被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。）。【消費者庁】

2) 食品トレーサビリティー「実践的なマニュアル」につき、「農業編」及び「畜産業編」の作成等によりその内容を拡充した。

本省及び地方農政局等による普及活動として、各種セミナー・シンポジウムでの周知、マニュアルの配布・説明及びウェブサイトを活用した周知を随時実施している。【農林水産省】

⑩ 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。このため、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を事業者に周知・啓発する。【農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、平成28年1月に追記等の改訂を行った。平成29年度は、研修会等を通じてをするとともに、食品業界団体関係事業者に対し周知を図った。【農林水産省】

⑪ 食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進

関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

警察庁では、消費者庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」に参加するなどし、関係機関との情報交換による情報収集に努めている。また、都道府県警察に対しては、関係機関と連携した情報収集及び食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性の高い事犯を認知した際の早期の事件着手等を指示している。

なお、平成29年には、食品衛生関係事犯を★24事件★42人（平成28年：21事件42人、平成27年：22事件29人）、食品の産地等偽装表示事犯を●44事件●20人（平成28年：11事件20人、平成27年：9事件32人）検挙している。【警察庁】

⑫ 流通食品への毒物混入事件への対処

流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。【警察庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っている。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、平成28年度中は、流通食品への毒物混入事件の発生はない。【警察庁】

⑬ 廃棄食品の不正流通事案

平成28年1月、産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていた事案が判明した。本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講じている。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度～平成29年度の実績> 《平成29年12月1日時点》

食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）を取りまとめた。平成28年度には、関係府省連絡会議幹事会に、定期的に警察庁、環境省廃棄物部局も加え、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」に沿った取組状況について情報共有を行った。加えて、平成29年9月には、関係府省の実施した対策に基づき、この取りまとめの対応状況について情報共有を行い公表改訂した。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

農林水産省と及び環境省は、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を踏まえ、環境省と合同の審議会における議論を経て、平成29年1月に食品関連事業者が取り組むべき指針（食品リサイクル法に基づく省令）の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定した。【農林水産省、環境省】

環境省はとして、「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成28年3月14日）を取りまとめ、公表した。

また、「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」（平成28年6月21日）を策定し、産業廃棄物処理業者等に対する立入検査を効果的かつ確実に実施するよう都道府県等へ通知した。

電子マニフェストマニフェストの虚偽記載等の防止の観点から、虚偽記載等に関する罰則を強化、特定の廃棄物を多量に排出する事業者に対して電子マニフェストの使用を義務化、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する措置の強化を行った（第193回国会で、廃棄物処理法の一部改正法が成立（平成29年6月）。）。また、廃棄物の処理に関する排出事業者責任の徹底について、平成29年3月21日付けで都道府県等へ通知した。するとともに、許可を取消された廃棄物処理業者等に対する措置の強化（第193回国会で廃棄物処理法改正法案が、平成29年6月に成立した）。

平成28年度から、電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知、関係業者への警告及び地方公共団体による監視業務の強化に資するようシステム改修を行っている。【環境省】

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】						課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】			景品表示法に基づく措置命令数（都道府県によるものを含む。）及び指導、課徴金納付命令数並びに指導件数の運用状況
	(KPIの現状) ※平成2829年度（平成29年12月1日時点） 消費者庁による措置命令：2735件（平成2728年度：1327件）、指導：138●件（平成2728年度：178138件） 課徴金納付命令：14件（平成28年度：1件）、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分件数：30件（平成28年度：3件（認定2件、不認定1件）） 都道府県による措置命令：15件（平成2728年度：31件）									
② 景品表示法の普及啓発	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界（美容医療業界を含む。）に対する普及啓発【消費者庁】						違反事例の整理【消費者庁】			(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数、主催者説明会における説明度、パンフレット（配布状況等）
	周知活動【消費者庁】									
(KPIの現状) ※平成2829年度（平成29年12月1日時点）										
(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数：10,3607,700人程度（平成2728年度：10,80010,360人程度）										
・ 講師派遣回数：153122回（平成2728年度：151153回）										
・ 消費者庁主催説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度：約9495%（平成2728年度：約9894%）										
(ロ) パンフレットの配布部数：約92,6505,260部（平成2728年度：約3,20092,650部）										

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
③公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の支援 (イ) 公正競争規約を運用する関係団体等が主催する研修会等の参加者数を運用する関係団体等への講師派遣実施率	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費庁、公正取引委員会】									(イ) 公正競争規約を運用する関係団体等が主催する研修会等の参加者数を運用する関係団体等への講師派遣実施率 (ロ)

(KPIの現状) ※平成29年度 (平成29年12月1日時点)
 (イ) 研修会等の参加者数：3,9803,270人程度 (平成28年度：3,2703,450人程度)
 (ロ) 講師派遣実施率：17% (平成28年度：1725%)
 ※講師派遣実施率の計算式：(派遣公正取引協議会数 / 全公正取引協議会数) × 100

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

関係機関と連携した執行を実施した。消費者庁は、平成29年度（12月1日現在）に、消費者庁が措置命令を行った件数は2735件（平成27年度：13件、平成28年度：27件）、課徴金納付命令を4件（平成28年度：1件）行った。また、平成28年度に、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分を件数は3件（認定2件、不認定1件）行った（平成29年度：実績なし）。であり、その内、課徴金納付命令を行った件数は1件。また、

さらに、都道府県により、平成29年度（12月1日現在）に、5件の措置命令が行われた都道府県が措置命令を行った件数は1件（平成27年度：3件、平成28年度：1件）。【消費者庁】

② 景品表示法の普及啓発

景品表示法の説明会への講師派遣をすることに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界（美容医療業界を含む）に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。

また引き続き、過去の景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集とともにを作成し、同法の基本的な考え方についてとともに周知活動を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び研修会等（美容医療業界が主催する勉強会を含む）に職員を講師として派遣した（平成27年度は151回、のべ延べ参加者数は10,800人程度。平成28年度は153回、のべ延べ参加者数は10,400人程度）。

なお、平成27年7月以降の説明会等においてアンケートを実施しており、平成29年度（12月1日現在）における参加者の理解度は約95%であった（平成28年度：約94%）。

また、参加者の理解度約94%（平成28年7月以降の講習会等でアンケートを実施）。講習会に講師を派遣するほか、平成27年度においては、平成28年4月から同法に導入された課徴金制度に関する説明会を、全国13都市で計15回行い、同説明会の参加者アンケートの結果から見る参加者の理解度は、約98%であった。

さらにまた、平成27年度に、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用している。さらにしたほか、平成28年度に、課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる 景品表示法」について、を消費者団体、地方公共団

体、事業者団体等に対して、平成29年度においては、約5,260部（平成28年度：約92,650部）配布した。【消費者庁】

③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。【消費者庁、公正取引委員会】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年度においては、ペットフードの表示に関する公正競争規約など12件、~~の公正競争規約の変更について認定を行い、~~平成28年度においては、マーガリン類の表示に関する公正競争規約など47件、平成29年度は、削りぶしの表示に関する公正競争規約など2件の公正競争規約の変更について認定を行った。公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した（平成27年度は38回、~~のべ延べ~~参加者数は3,450人程度。平成28年度は33回、~~のべ延べ~~参加者数は3,270人程度。平成29年度は3038回、~~のべ延べ~~参加者数は3,9803,450人程度）。【消費者庁、公正取引委員会】

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]		KPI
						32年度	33年度	
①家庭用品の品質表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】							
	<p><洗濯表示の見直し関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな洗濯表示の普及啓発活動 ・運用マニュアルの改訂作業【消費者庁】 <p><その他対象品目及び表示の標準の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの検討（現状調査、勉強会の運営等）27～28年度 ・政令、府令等の改正（品目関連） ・4つの規程の改正（表示関連）【消費者庁】 <p><その他対象品目及び表示の標準の見直し></p> <p>改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】</p> <p>必要に応じた対象品目等の見直し規定等の改正【消費者庁】</p>							
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	<p>(イ) 説明会等の参加者数及びアンケートにおける参加者の満足度</p> <p>(ロ) 新たな洗濯表示の認知度</p> <p>(KPIの現状) ※平成2829年度（平成29年12月1日時点）</p> <p>(イ) 2910回の講師派遣を行った（平成2728年度：2019回）。平成2829年5月に行った国民生活センターへの講師派遣ではアンケート回答者の9割超が「役立った」を選んでいた。</p> <p>(ロ) 新しい洗濯表示に関し、ポスター、リーフレット、すごろく及びかるたを作成・配布するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っている。また、政府インターネットテレビの動画コンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載するとともに、これを収録したDVDを作成・配布した。</p>							

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
②住宅性能表示制度の普及及び評価の進捗の充実	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】								
③省エネ性能表示の普及促進	(KPIの現状) ※平成29年度 登録評価機関による評価講習会を6-8回実施。その他、各種講演会等において制度の周知を実施。								
④特殊開錠器具の禁止等に関する基礎的な表示の適正な運用	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】 (KPIの現状) ※平成29年度(平成29年12月1日時点) 省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中(平成29年度：109回実施予定(平成28年度：191回実施))。								
	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】 (KPIの現状) 平成29年2月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。(平成28年度は平成29年2月に実施)								
	省エネ性能表示の普及活動実施状況								
	指定建物錠の性能表示の検証の実施状況								

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善 ⑤ 医療機関のホームページによる情報提供	地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】								地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等	
	地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数を把握し、ガイドライン策定の取組の効果を検証【厚生労働省】	地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告及び医療機関ホームページに関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容を把握し、ガイドライン等の取組の効果を検証【厚生労働省、消費者庁】								

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI	
						32年度	33年度	34年度		
⑤ 医療機関のホームページによる情報提供	<p>医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】</p>	<p>第193回国会で医療法等の一部を改正する法律案が成立・施行に向け、省令・新たなガイドラインを発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施【厚生労働省】 	<p>改正法に基づく周知【厚生労働省】</p>	<p>啓発活動を実施</p>						
										<p>(KPIの現状) 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数） 平成26年度：666件（246件） 平成27年度：411件（149件） ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。</p>
⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化				<p>電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえた適切な広告表示の推進【総務省】</p>						<p>協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況、必要に応じたガイドラインの改定</p>